

令和6年2月27日 執行

一般競争入札による

市有地売払い応募要領

伊豆の国市 総務部 管財営繕課

TEL 055-948-1451

FAX 055-948-2917

伊豆の国市ホームページ

[<http://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/>]

## 【目 次】

一般競争入札による市有地売払いの流れ	1
入札による市有地売払いの概要	3
物件一覧、入札参加資格者	
参加申込み方法	
入札日時等	
落札者との契約手続	
入札参加心得書	10
契約書(土地売買契約書)	16
(建物等解体撤去条件付土地売買契約書)	21
物件調書	27
様式	32
一般競争入札参加申込書	様式第1号
一般競争入札参加受付書	様式第2号
入札書	様式第3号
委任状	様式第4号
入札辞退届	様式第5号
誓約書	様式第6号
入札及び封筒について(記入例)	
応募受付・入札会場案内図	42

## 一般競争入札による市有地売払いの流れ

### 一般競争入札とは・・・？

\*入札情報を公告して参加者を募り、条件を満たしたすべての参加申込者同士で競争に付して契約者を決める方式です。市で定めた予定価格(最低売却価格)以上で、最も高い価格をつけた方を落札者とします。今回、予定価格(最低売却価格)は非公表とします。

### 1 申込書の提出

- 一般競争入札参加申込書に関係書類を添えて、伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎1階管財営繕課へ直接持参又は書留郵便で期日までに提出してください。

### 2 入札

- 日時 令和6年2月27日(火) 午後2時15分(受付:午後1時~午後2時)
- 受付の際に入札保証金を納めてください。落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後に返還します。
- 落札された方の入札保証金は、契約締結時に返還します。契約保証金に充当することもできます。

### 3 契約の締結

- 入札終了後に決定通知書をお渡しします。
- 落札者は、決定通知書を受けてから7日以内に契約を締結していただきます。
- 契約保証金として落札金額の100分の10以上を納めてください。

### 4 売買代金納付 及び 所有権移転

- 契約締結日から30日以内に残金を納めてください。
- 売買代金が完納された後、市が所有権移転登記(建物解体撤去条件付物件にあっては、買戻特約登記を含む。)を行います。不動産登記に必要な登録免許税等は、落札者の負担となります。なお、建物については、解体を前提としているため、所有権移転登記は行いません。

## 5 建物等の解体撤去 及び 滅失登記（建物解体撤去条件付物件に限る。）

- 落札者においては、この建物（建物の付帯設備、工作物その他一切の動産を含む。）を解体撤去することとします。解体撤去の報告（解体証明の提出）の確認後、市は、速やかに滅失登記を行います。
- また、この建物の解体撤去は、所有権移転後2年以内に完了することとします。なお、この土地の所有権移転後の、この建物の管理及び解体撤去に伴う一切の費用は、落札者の負担とします。



## 6 土地利用計画

- 建設解体及び滅失登記完了後の土地利用計画については、事前に周辺住民に周知を図ると共に、住民の意見を十分聴取するなど適切な対応に努めてください。

※ 上記事項は、「一般競争入札による市有地売払いの流れ」を簡略化したものです。上記にない事項については、応募要領内のその他資料等にてご確認ください。

# 入札による市有地売払いの概要

## 1. 物件一覧

入札により売り払う市有地は、以下のとおりです。

入札対象財産の所在（所在地の伊豆の国市は記載省略）

物件番号	対象財産の所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
5-1	大仁字砥取 50 番 20	宅地	2,268.06	
5-2	菰山山木字八反田 378 番	宅地	1,373.20	建物解体撤去条件付
	菰山山木字八反田 378 番 3	宅地	33.41	

※ 今回、予定価格は非公表とします。

※ 5-2は2筆一括での売払いです。（2筆で1物件の扱いです。）

※ 「建物解体撤去条件」とは、この土地の上に存する建物及び地下埋設物（建物の付帯設備、工作物、樹木その他一切の動産を含む。）を解体撤去することを指します。

## 2. 入札参加資格者

原則として、どなたでも参加できます。ただし、入札に参加できない場合もありますので、詳しくは、P10.「入札参加心得書」第3条（入札参加資格）をご確認ください。

## 3. 参加申込み方法

### （1）申込みできる数

同一参加者が重複して申し込むことはできません。また、複数物件の入札に参加する場合には、それぞれ申し込みください。

### （2）所有権の共有を希望される場合

共有者の書類を添えて入札参加申込書を連名で提出してください。

申込受付期間終了後は、単独から共有に変更することはできませんので、

ご注意ください。

### (3) 売払い物件の現地確認

現地説明会は実施いたしません。また、現況でのお引渡しとなりますので、  
現地を必ず確認し、この応募要領をよく読んでから申込むようお願いいたします。

### (4) 申込みに必要な書類

「入札参加申込書」に次の書類を添えてご提出ください。提出書類に不備  
がある場合は受付できませんのでご注意ください。

なお、提出いただいた書類はお返ししませんので、ご了承ください。

○誓約書（様式第6号）

#### 《《個人（共有を含む）が申し込む場合》》

○住民票（本籍を記載したものををご用意ください。） 1通

#### 《《法人が申し込む場合》》

○登記事項証明書（法人登記簿謄本） 1通

**\*添付書類は、提出日の3か月以内に発行されたものに限ります。**

### (5) 申込方法

提出書類を管財営繕課まで直接持参するか書留郵便による方法のみと  
します。

書留郵便による提出の場合は、令和6年2月21日(水)までに到着したも  
のを有効とします。

### (6) 申込受付期間

受付期間 令和6年1月22日(月)から令和6年2月21日(水)まで  
(土日、祝日を除く。)

受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

### (7) 申込先

郵便番号 410-2292

住所 静岡県伊豆の国市長岡340番地の1

担当 伊豆の国市 総務部 管財営繕課

電話番号 055-948-1451

### (8) 入札参加受付書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した方に「一般競争入札参加受付書」を交  
付します。入札日当日に持参してください。

申込者の代理人が入札に参加する場合は、「委任状」と一緒に持参してください。

#### 4. 入札日時等

##### (1) 入札執行の日時及び場所

入札日時 令和6年2月27日(火) 午後2時15分

受付時間 午後1時から午後2時まで

入札会場 伊豆の国市役所 伊豆長岡庁舎 1階 災害対策室

##### (2) 入札当日に必要な持ち物

①入札参加受付書 市が申請を受付した確認印が押されている受付書

②入札書及び封筒 入札書及び封筒

**※ 外から中が見えない封筒を使用・封印し、入札参加者の住所・氏名を表に記載してください。**

③入札保証金 1物件につき、現金10万円

④印鑑 本人の場合は本人の印鑑

代理人の場合は委任状の代理人使用印と同じ印鑑

**※ スタンプ印は不可**

⑤委任状 法人で代表権のない方や、個人の代理人が入札に参加される場合に必要となります。

⑥誓約書 様式第6号の誓約書に必要事項をご記入のうえ、ご持参ください。

⑦筆記用具 黒のボールペン又は万年筆

##### (3) 入札保証金

入札日当日、受付にてお支払いいただきます。

① 入札参加者は、1物件につき10万円の入札保証金を納付してください。

② 入札保証金は、現金による納付のみとなります。入札保証金が納付されましたら、領収書をお渡しします。

③ 落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後、領収書と引換えにお返しいたします。

④ 落札者の入札保証金は、契約締結時にお返しいたします。契約保証金又は売買代金に充当することもできます。

**※ 落札者が契約を締結されない場合の入札保証金は、伊豆の国市に帰属することとなります。**

#### (4) 入札

入札書は、定められた「入札書」をご利用いただきます。

入札書に必要な事項を記入・押印し、封印のうえ指定された時間に入札してください。

#### (5) 無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- ③ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ④ 所定の日時、場所に提出しない入札
- ⑤ 記名押印を欠く入札
- ⑥ 金額を訂正した入札
- ⑦ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑧ 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- ⑨ 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- ⑩ 同一事項の入札について自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- ⑪ 同一事項の入札について2人以上の代理人をした者の入札
- ⑫ その他、指示した条件に違反して入札した者の入札

#### (6) 開札

開札は、入札参加者の面前で、入札終了後、直ちに行います。

#### (7) 落札者の決定

- ① 開札の結果、市が事前に定めた予定価格（最低売却価格）以上の入札のうち、最高金額の入札者を落札者と決定します。
- ② 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに受付順によりくじを引いて落札者を決定します。

### 5. 落札者との契約手続

#### (1) 決定通知書の送付



入札終了後、落札者に決定通知書を送付します。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約を締結するまでに契約保証金として落札金額の100分の10以上の金額を、市が発行する納入通知書にて納付していただきます。ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

## (3) 契約の締結

決定通知書を受けた日から7日以内に契約を締結していただきます。

## (4) 売買代金の支払い

契約締結から30日以内に、市が発行する納入通知書にて売買代金を納付していただきます。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

**※ 落札者が売買代金を納付しない場合、市は契約を解除することができます。その場合、契約保証金は伊豆の国市に帰属することとなります。**

## 6. 所有権移転登記手続き等

売買代金納付後、所有権移転登記等（建物解体撤去条件付物件にあっては、買戻特約登記を含む。以下同じ。）手続きを行います。なお、登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は落札者の負担となります。

※注… 建物等解体撤去条件付土地売買契約書第14条「所有権移転等の禁止」及び第15条「建物解体撤去条件」に違反した場合、第16条にあるとおり、本市は本物件の買戻しをすることができるものとし、その期間は、売買契約締結の日から2年間とします。（建物の解体撤去は、所有権移転登記完了後2年以内）

**※ 現況でのお引渡しとなります。**

**※ 建物解体撤去条件付物件は、建物の解体撤去を前提としているため、建物の所有権移転登記は行いません。**

## 7. 建物等の解体撤去及び滅失登記（建物解体撤去条件付物件に限る。）

(1) 落札者において本件土地の上に存する建物及び地下埋設物（建物の付帯

設備、工作物、樹木その他一切の動産を含む。)を解体撤去することとします。解体撤去の報告の確認後、市は速やかにこの建物の滅失登記を行います。また、この建物の解体撤去は、所有権移転後 2 年以内に完了することとします。なお、この土地及び建物等の所有権移転後の管理及び解体撤去に伴う一切の費用は、落札者の負担とします。

(2) 解体撤去に係る騒音・振動・粉塵対策については、次のとおり配慮してください。

- ① 建設機材は、原則として排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用してください。
- ② 騒音・震度計は、外部から表示を確認できるように敷地境界付近に設置してください。
- ③ 解体防音パネルを解体建物の周囲に設置してください。
- ④ 作業は、十分に散水を行い、粉塵の飛散防止に努めてください。

## 8. 売却に係る条件

(1) 物件資料と現況が相違している場合は、現況が優先します。

(2) 現況有姿の引渡し(擁壁及びフェンス、柵、建築物内部品等を含む。)となりますので、必ず入札参加者ご自身において、現地等の調査確認を行ってください。

(3) 対象物件の土地に係る土壌汚染調査及び地質調査については、実施していません。

(4) 対象物件の確定測量は実施しています。

(5) 越境物があった場合、市は越境状態の解消や承諾書等の取付けは行っておりません。

(6) 物件番号5-2のアスベスト調査は、A棟B棟の1階壁から採取した結果、「無」との調査結果が出ております。

**※ その他の階及び部位の調査は実施していません。**

## 9. 配慮義務

落札者は、周辺住民に土地利用計画の周知を図ると共に、住民の意見を十分聴取するなど、適切な対応に努めてください。

## 10. 用途の制限

落札者は、買い受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用途で使用することはできませんので、ご注意ください。また、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分の決定を受けた団体の事務所等の用途としても使用はできませんのであらかじめご承知ください。

## 一般競争入札による市有地売払いに関する入札参加心得書

(趣旨)

**第1条** この心得書には、一般競争入札による市有地の売払いに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札参加者の責務)

**第2条** 一般競争入札による市有地の売払いに参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)は、この入札参加心得書のほか、一般競争入札による市有地売払い応募要領(以下「応募要領」という。)の記載事項及び現地等を熟知のうえ、入札に参加するものとする。

(入札参加資格)

**第3条** 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- (2) 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (4) 入札参加申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者
- (5) 暴力団(伊豆の国市暴力団排除条例(平成24年伊豆の国市条例第10号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (6) 暴力団員等(暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)  
又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取

扱いをする等直接的かつ積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有している者
- (10) 役員等が、その相手方が第5号から第9号のいずれかに該当する者であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の締結している者
- (11) 買い受けた市有地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供しようとする者
- (12) 暴力的な要求行為を行う者
- (13) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (14) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (15) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (16) その他第12号から第15号のいずれかに準ずる行為を行う者

（入札参加申込み）

**第4条** 入札参加希望者は、市が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を直接持参又は郵送により提出しなければならない。なお、指定した日までに必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができない。

- (1) 一般競争入札参加申込書（様式第1号）
  - (2) 住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）
- 2 複数の名義で土地を取得しようとする場合は、入札参加申込書の申込人の欄に、連名で記載・押印して、それぞれの住民票等を添付しなければならない。
- 3 郵送による申込みは書留郵便とし、指定した日までに到着したものに限る。
- 4 ファクシミリにより入札参加申込書及び関係書類を提出することはできない。

（入札時の書類等）

**第5条** 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号に掲げる書類等を入札日に持参すること。

- (1) 一般競争入札参加受付書（様式第2号）
- (2) 入札書（様式第3号）
- (3) 封筒

- (4) 入札保証金
- (5) 代理人による場合は委任状（様式第4号）
- (6) 誓約書（様式第6号）
- (7) 印鑑

（入札保証金）

**第6条** 入札参加者は、希望する入札対象財産1物件につき10万円の入札保証金を、入札開始前に市が定める方法で納付しなければならない。

- 2 入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間について、入札参加者は利息の支払いを請求することはできない。

（公正な入札の確保）

**第7条** 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の辞退）

**第8条** 一般競争入札参加受付書の交付を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 一般競争入札参加受付書の交付を受けた者は、入札を辞退するときは、次に掲げる方法により申し出るものとする。

- (1) 入札執行前には、様式第5号による入札辞退届を市長に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行うこと。

- (2) 入札執行中には、入札辞退届を入札箱に投入して行うこと。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の競争入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札）

**第9条** 入札書は、様式第3号により作成し、封印の上、その表面に申込物件番号、入札対象財産を明記し、裏面に入札参加者の住所、商号及び氏名（法人にあっては代表者の氏名）を記載して公告した日時及び場所において入札箱に投入しなければならない。

- 2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

- 4 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当

する者を入札代理人とすることはできない。

(入札書の書換え等の禁止)

**第10条** 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の中止等)

**第11条** 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 開札前において天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(開札)

**第12条** 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせる。

(入札の無効)

**第13条** 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

**第14条** 入札を行った者のうち、市の予定価格以上、かつ、最高金額の入札をした者を落札者とする。

(再度入札)



**第15条** 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(1) 第13条第1項第1号から第4号及び第8号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札

(2) 前条の規定による市の予定価格に達しない入札  
(再度入札の入札保証金)

**第16条** 前条の規定により再度の入札を行う場合において、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって、再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

**第17条** 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に申込順にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

**第18条** 開札した場合において、落札者があるときは、その者の商号、氏名及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

**第19条** 落札者は落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

3 前項の場合において、入札保証金は市に帰属し、落札者に返還しないものとする。

(契約の確定)

**第20条** 契約は、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(入札保証金の還付)

**第21条** 入札保証金は、入札終了後に返還する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に返還する。

2 入札保証金は、落札者の同意を得て第22条に規定する契約保証金の一部に充当することができる。

(契約保証金)



**第22条** 落札者は、売買代金の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際、市が定める方法で納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

(売買代金の支払い)

**第23条** 落札者は、契約締結日から30日以内で市が指定する期日までに、売買代金を、市が定める方法で納入しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の売買代金を指定した日までに納付しない場合、遅滞日数1日につき納付すべき金額に年3パーセントの割合を乗じて算出した金額を、遅延利息として支払わなければならない。

3 落札者が、第1項の売買代金を納付しない場合は、市は契約を解除することができる。その場合、契約保証金は市に帰属し、落札者に返還しないものとする。

(所有権移転登記及び公租公課)

**第24条** 落札した財産の所有権移転登記手続きは、売買代金完納後、落札者の申出により、市が行う。

2 所有権移転登記手続きに要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課は、落札者の負担とする。

(建物等の解体撤去及び滅失登記)

**第25条** 建物解体撤去条件付物件の場合において落札者は、本物件上の建物（建物の付帯設備、工作物その他一切の動産を含む。）を所有権移転登記後2年以内に解体撤去し、書面にて解体撤去の報告を市にしなければならない。解体撤去の報告を確認したのち、市は速やかにこの建物の滅失登記を行う。

2 本物件の所有権移転登記後の、本物件上の建物の管理及び解体撤去に伴う一切の費用は、落札者の負担とする。

(契約不適合責任)

**第26条** 落札者は、この契約締結後、当該物件に面積の不足その他契約の内容に適合しないものを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。ただし、当該契約が消費者契約法の適用を受ける場合については、当該物件の引渡しの日から2年間は、売買代金の減額又は補修工事のいずれかを請求することができる。

## 土地売買契約書

売主・伊豆の国市（以下「甲」という。）と買主・〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、土地の売買に関し、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

**第1条** 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（土地の表示）

**第2条** 甲はその所有する次に掲げる土地（以下「本件土地」という。）を乙に売り払い、乙はこれを買受けるものとする。

所在地	区分	面積	摘要
静岡県伊豆の国市大仁字砥取50番20	宅地	2,268.06m <sup>2</sup>	

（売買代金の額）

**第3条** 本件土地の売買代金は、金【落札金額】円とする。

（契約保証金）

**第4条** 乙は、この契約を締結する際に、契約保証金として【落札金額の100分の10以上の額】を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利子は付さない。

（売買代金の納入）

**第5条** 乙は、甲が定める納入通知書により、【契約締結日から30日以内で市が指定する期日（日付）】までに甲が指定する金融機関に納入しなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、乙の申し出により契約保証金を売買代金に充当することができる。

3 乙が、売買代金を指定した日までに納付しない場合、遅滞日数1日につき納付すべき金額に年3パーセントの割合を乗じて算出した金額を、遅延利息として支払わなければならない。

（所有権の移転及び移転登記）

**第6条** 本件土地及び本件建物等の所有権は、売買代金の全額支払時をもって乙に移転する。

2 甲は前項の規定による本件土地の所有権移転後、速やかに所有権移転登記を嘱託するものとし、乙はこれに必要な書類等をあらかじめ甲に提出するものとする。

3 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(土地の引渡し)

**第7条** 甲は、売買物件の所有権移転登記が完了した後、甲乙双方が定める日に、その所在する場所において引き渡すものとする。

(危険負担等)

**第8条** 乙は、第6条第1項に基づく権利移転後、前条の土地の引渡しのとしまでにおいて、本件土地が甲の責に帰することのできない事由により滅失又は毀損しても、甲に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

(相隣関係等)

**第9条** 乙は、自己の責任と費用負担にて境界に係る問題をすべて処理するものとする。

2 前項の問題について、乙は甲に対して損害賠償その他の請求及び異議、苦情の申し立てはできない。

(契約不適合責任)

**第10条** 乙は、この契約締結後、当該物件に面積の不足その他契約の内容に適合しないものを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。ただし、当該契約が消費者契約法の適用を受ける場合については、当該物件の引渡しの日から2年間は、売買代金の減額又は補修工事のいずれかを請求することができる。

(公序良俗に反する使用の禁止)

**第11条** 乙は、本件土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

(風俗営業等の禁止)

**第12条** 乙は、本件土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。

(用途の制限)

**第13条** 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体の事務所等の用途に供してはならない。

(調査の有無)

**第14条** 乙は、本件土地について埋設物調査、地盤調査及び土壌汚染調査を実施していないことを了知する。

(法令等の遵守)

**第15条** 乙は、本件土地における建築等に当たっては、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び市の関係条例並びに伊豆の国市土地利用事業の適正化に関する指導要綱(平成21年伊豆の国市告示第63号)等の各種関係法令等を遵守しなければならない。

(公害等の防止)

**第16条** 乙は、本件土地における建築物の建築に伴い生じる電波障害、騒音、風害、日照阻害等について、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

(上下水道等)

**第17条** 乙は、上下水道、電気、ガス、電話等の供給を受けるときは、各々の供給者、管理者等と協議の上、自らの負担により行わなければならない。

(実地調査等)

**第18条** 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、その事実を証する書類その他の資料を添えてこの土地の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(第三者への義務の承継)

**第19条** 乙は、本件土地の譲渡等を行う場合にあつては、乙の責任において、譲渡を受けた者に対し本契約の乙の義務を承継させるための措置をとらなければならない。

(違約金)

**第20条** 乙が、第11条から第13条に定める義務に違反したときは、第3条に定める売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、違約罰であり、次条第3項第4号に定める損害賠償の額の予定又はその一部とは解釈しない。

(契約の解除)

**第21条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要しないでこの契約を

解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙の故意・過失により入札の無効が判明したとき。
- (3) 乙に偽りその他不正な行為があったとき。

2 乙は、甲が前項の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する日までにこの土地に係る一切の物件を収去の上、これを甲に返還しなければならない。

3 第1項の規定により、甲がこの契約を解除した場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 乙が第4条第1項に定める義務を履行していないときは、入札保証金は甲に帰属し、返還しない。
- (2) 乙が第4条第1項に定める義務を既に履行しているときは、甲は、乙が次条に定める義務を履行した後、既納の売買代金から契約保証金相当額を差し引いた上で残額に利子を付さないで乙に返還するものとする。ただし、この場合における契約保証金相当額は、第20条第1項の規定による違約金の一部又は本項第4号に定める損害賠償の額の予定若しくはその一部とは解釈しない。
- (3) 乙が負担した契約費用及びこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用並びに乙が支払った第20条第1項の規定による違約金は、償還又は返還しないものとする。
- (4) 甲に損害があれば、甲は、乙にその賠償を請求することができる。
- (5) 乙に損害があっても、乙は、甲にその賠償を請求することができない。

(原状回復の義務)

**第22条** 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、自己の費用と責任において、この土地を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が原状に復することを必要としないと認めるときは、この限りではない。

(相殺等)

**第23条** 甲が第21条に規定する解除権を行使した場合について、以下のとおり定める。

- (1) 乙が甲に対して有する売買代金返還請求権は譲渡できない。
- (2) 甲が乙に対して有する違約金請求権は譲渡できない。
- (3) 乙が甲に対して有する売買代金返還請求権と甲が乙に対して有する違約金請求権は、甲の解除権の行使により当然に相殺されるものとする。
- (4) 甲は、乙が第21条第3項第4号に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と相殺することができる。

(公租公課)

**第24条** 本件土地に対して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(契約費用等)

**第25条** この契約に要する一切の費用は、全て乙の負担とする。

(相隣関係等)

**第26条** 乙は、本件土地引渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとし、紛争が生じた場合は乙の責任において解決するものとする。

(管轄裁判所)

**第27条** この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所沼津支部を管轄裁判所とすることに合意する。

(疑義の決定)

**第28条** この契約に関し疑義がある事項又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

上記の契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡県伊豆の国市長岡340番地の1  
伊豆の国市長 山下 正行

(乙) 印

## 建物等解体撤去条件付土地売買契約書

売主・伊豆の国市（以下「甲」という。）と買主・〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、土地の売買に関し、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

**第1条** 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（土地の表示）

**第2条** 甲はその所有する次に掲げる土地（以下「本件土地」という。）を乙に売り払い、乙はこれを買受けるものとする。

所在地	区分	面積	摘要
静岡県伊豆の国市菰山山木字八反田378番	宅地	1,373.20m <sup>2</sup>	
静岡県伊豆の国市菰山山木字八反田378番3	宅地	33.41m <sup>2</sup>	

2 乙は、第15条の規定に基づき、本件土地の上に存する建物及び地下埋設物（建物の付帯設備、工作物、樹木その他一切の動産を含む。（以下「本件建物等」という。））を解体撤去しなければならない。

（売買代金の額）

**第3条** 本件土地の売買代金は、金【落札金額】円とする。

（契約保証金）

**第4条** 乙は、この契約を締結する際に、契約保証金として【落札金額の100分の10以上の額】を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利子は付さない。

（売買代金の納入）

**第5条** 乙は、甲が定める納入通知書により、【契約締結日から30日以内で市が指定する期日（日付）】までに甲が指定する金融機関に納入しなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、乙の申し出により契約保証金を売買代金に充当することができる。

3 乙が、売買代金を指定した日までに納付しない場合、遅滞日数1日につき納付すべき金額に年3パーセントの割合を乗じて算出した金額を、遅延利息として支払わなければならない。



(所有権の移転及び移転登記)

**第6条** 本件土地及び本件建物等の所有権は、売買代金の全額支払時をもって乙に移転する。

2 甲は前項の規定による本件土地及び本件建物等の所有権移転後、速やかに所有権移転登記を嘱託するものとし、乙はこれに必要な書類等をあらかじめ甲に提出するものとする。ただし、所有権移転登記は、本件土地のみについて行うものとする。

3 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(土地の引渡し)

**第7条** 甲は、売買物件の所有権移転登記が完了した後、甲乙双方が定める日に、その所在する場所において引き渡すものとする。

(危険負担等)

**第8条** 乙は、第6条第1項に基づく権利移転後、前条の土地の引渡しのおきまでにおいて、本件土地が甲の責に帰することのできない事由により滅失又は毀損しても、甲に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

(相隣関係等)

**第9条** 乙は、自己の責任と費用負担にて境界に係る問題をすべて処理するものとする。

2 前項の問題について、乙は甲に対して損害賠償その他の請求及び異議、苦情の申し立てはできない。

(契約不適合責任)

**第10条** 乙は、この契約締結後、当該物件に面積の不足その他契約の内容に適合しないものを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。ただし、当該契約が消費者契約法の適用を受ける場合については、当該物件の引渡しの日から2年間は、売買代金の減額又は補修工事のいずれかを請求することができる。

(公序良俗に反する使用の禁止)

**第11条** 乙は、本件土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

(風俗営業等の禁止)

**第12条** 乙は、本件土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営



業の用に使用してはならない。

(用途の制限)

**第13条** 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）

第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体の事務所等の用途に供してはならない。

(所有権の移転等の禁止)

**第14条** 乙は、第15条の履行を甲が確認するまでは、本件土地について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をし、若しくは本件土地に地上権、質権、賃借権又は使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。ただし、やむを得ない事由により、乙が甲と協議し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(解体撤去及び滅失登記)

**第15条** 乙は、本件建物等については、第6条の所有権移転登記完了後2年以内に解体撤去しなければならない。

- 2 本件土地及び本件建物等の所有権移転後の管理及び解体撤去に伴う一切の費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は、本件建物等の解体撤去が完了したとき、速やかに、甲に解体撤去の完了を書面により報告しなければならない。
- 4 甲は解体撤去の事実を乙から提出された書面等にて確認をしたのち、速やかに本件土地の上に存する建物の滅失登記を嘱託するものとし、乙はこれに必要な書類等をあらかじめ甲に提出するものとする。
- 5 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(買戻特約及び特約登記)

**第16条** 甲は、乙が第14条及び第15条の条件に違反した場合には、売買物件の買戻しをすることができるものとする。

- 2 前項に規定する買戻しの期間は、売買物件の契約成立の日から起算して2年間とする。
- 3 乙は、前2項の規定に基づく買戻しの特約登記をすることに同意するものとする。
- 4 前項の特約登記に要する費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、第2項の規定に基づく買戻しの特約期間が経過したときは、甲に対し当該買戻しの特約の登記の抹消登記を請求するものとし、甲はその請求を受理した後遅滞なく当該買戻しの特約の登記の抹消登記の嘱託手続をとるものとする。

(調査の有無)

**第17条** 乙は、本件土地について埋設物調査、地盤調査及び土壌汚染調査を実施していないことを了知する。

(法令等の遵守)

**第18条** 乙は、本件土地における本件建物等の解体撤去及びその後の建築等に当たっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び市の関係条例並びに伊豆の国市土地利用事業の適正化に関する指導要綱（平成21年伊豆の国市告示第63号）等の各種関係法令等を遵守しなければならない。

(公害等の防止)

**第19条** 乙は、本件土地における建築物の建築に伴い生じる電波障害、騒音、風害、日照阻害等について、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

(上下水道等)

**第20条** 乙は、上下水道、電気、ガス、電話等の供給を受けるときは、各々の供給者、管理者等と協議の上、自らの負担により行わなければならない。

(実地調査等)

**第21条** 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、その事実を証する書類その他の資料を添えてこの土地の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(第三者への義務の承継)

**第22条** 乙は、第14条に定める甲の承認を得て、本件土地の譲渡等を行う場合にあつては、乙の責任において、譲渡を受けた者に対し本契約の乙の義務を承継させるための措置をとらなければならない。

(違約金)

**第23条** 乙が、第11条から第15条に定める義務に違反したときは、第3条に定める売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、違約罰であり、次条第3項第4号に定める損害賠償の額の予定又はその一部とは解釈しない。

(契約の解除)

**第24条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要しないでこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙の故意・過失により入札の無効が判明したとき。
- (3) 乙に偽りその他不正な行為があったとき。

2 乙は、甲が前項の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する日までにこの土地に係る一切の物件（本件建物等を含まない。）を収去の上、これを甲に返還しなければならない。

3 第1項の規定により、甲がこの契約を解除した場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 乙が第4条第1項に定める義務を履行していないときは、入札保証金は甲に帰属し、返還しない。
- (2) 乙が第4条第1項に定める義務を既に履行しているときは、甲は、乙が次条に定める義務を履行した後、既納の売買代金から契約保証金相当額を差し引いた上で残額に利子を付さないで乙に返還するものとする。ただし、この場合における契約保証金相当額は、第23条第1項の規定による違約金の一部又は本項第4号に定める損害賠償の額の予定若しくはその一部とは解釈しない。
- (3) 乙が負担した契約費用及びこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用並びに乙が支払った第23条第1項の規定による違約金は、償還又は返還しないものとする。
- (4) 甲に損害があれば、甲は、乙にその賠償を請求することができる。
- (5) 乙に損害があっても、乙は、甲にその賠償を請求することができない。

（原状回復の義務）

**第25条** 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、自己の費用と責任において、この土地を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が原状に復することを必要としないと認めるときは、この限りではない。

（相殺等）

**第26条** 甲が第24条に規定する解除権を行使した場合について、以下のとおり定める。

- (1) 乙が甲に対して有する売買代金返還請求権は譲渡できない。
- (2) 甲が乙に対して有する違約金請求権は譲渡できない。
- (3) 乙が甲に対して有する売買代金返還請求権と甲が乙に対して有する違約金請求権は、甲の買戻権又は解除権の行使により当然に相殺されるものとする。

(4) 甲は、乙が第24条第3項第4号に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と相殺することができる。

(公租公課)

**第27条** 本件土地に対して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(契約費用等)

**第28条** この契約に要する一切の費用は、全て乙の負担とする。

(相隣関係等)

**第29条** 乙は、本件土地引渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意するものとし、紛争が生じた場合は乙の責任において解決するものとする。

(管轄裁判所)

**第30条** この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所沼津支部を管轄裁判所とすることに合意する。

(疑義の決定)

**第31条** この契約に関し疑義がある事項又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

上記の契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡県伊豆の国市長岡340番地の1  
伊豆の国市長 山下 正行

(乙) 印

# 物件調書

物件番号	5-1	予定価格	非公表
------	-----	------	-----

所在地	現況地目	登記地目	実測数量	登記地積
大仁字砥取 50 番 20	宅地	宅地	2,268.06 m <sup>2</sup>	2,268.06 m <sup>2</sup>

法令等に基づく制限	用途地域	第 1 種住居地域	斜線制限	道路・隣地
	建ぺい率	60%	日影制限	あり
	容積率	200%		
	その他	伊豆の国市景観条例 建築基準法第 22 条指定地域 急傾斜地崩壊危険区域の被害想定区域 土砂災害警戒区域		

処理供給施設の状況		利用先	設置状況	連絡先
	電 気	東京電力	引き込み可	東京電力(株)伊豆支社
	上水道	市水道	接面道路接続可	伊豆の国市役所水道課
	下 水	市公共下水道	南側接面道路接続可	伊豆の国市役所下水道課
	ガ ス	プロパンガス	各戸で設置	

交通機関	伊豆箱根鉄道「大仁駅」下車 約 0.5km 徒歩 7分
------	-----------------------------

公共施設等物件からの直線距離	伊豆の国市役所 大仁庁舎	北方 約 2.4km	大仁小学校	北方 約 1.7km
	ひまわり保育園	北方 約 1.1km	大仁中学校	北東方約 0.9km
	のぞみ幼稚園	北方 約 1.0km	大仁郵便局	北西方約 0.4km

参考事項	一般住宅を中心とした住居地域
------	----------------



# 物件調書

物件番号	5-2	予定価格	非公表
------	-----	------	-----

## 土地

所在地	現況地目	登記地目	実測数量	登記地積
葦山山木字八反田 378 番	宅地	宅地	1,373.20 m <sup>2</sup>	1,345.00 m <sup>2</sup>
葦山山木字八反田 378 番 3	宅地	宅地	33.41 m <sup>2</sup>	33.00 m <sup>2</sup>

## 建物

所在地	家屋番号	築年月	構造	延床面積
葦山山木字八反田 369 番地	369 番の 1	S42.3.1	鉄筋コンクリート造 陸屋根 4 階建	671.79 m <sup>2</sup>
葦山山木字八反田 369 番地	369 番の 2	S42.3.1	鉄筋コンクリート造 陸屋根 4 階建	671.79 m <sup>2</sup>
その他	登記簿上には、付属建物として、次の 4 点の記載がありますが、現存はしていません。 (1) 機械室    コンクリートブロック造鉄板葺平屋建    6.26 m <sup>2</sup> (2) 車庫       軽量鉄骨造ビニール板葺平屋建                    14.90 m <sup>2</sup> (3) 物置       コンクリートブロック造鉄板葺平屋建            92.07 m <sup>2</sup> (4) 貯蔵庫    コンクリートブロック造鉄板葺平屋建            10.06 m <sup>2</sup>			

法令等に基づく制限	用途地域	市街化調整区域	斜線制限	道路・隣地
	建ぺい率	60%	日影制限	あり
	容積率	200%		
	その他	伊豆の国市景観条例 宅地造成工事規制区域		

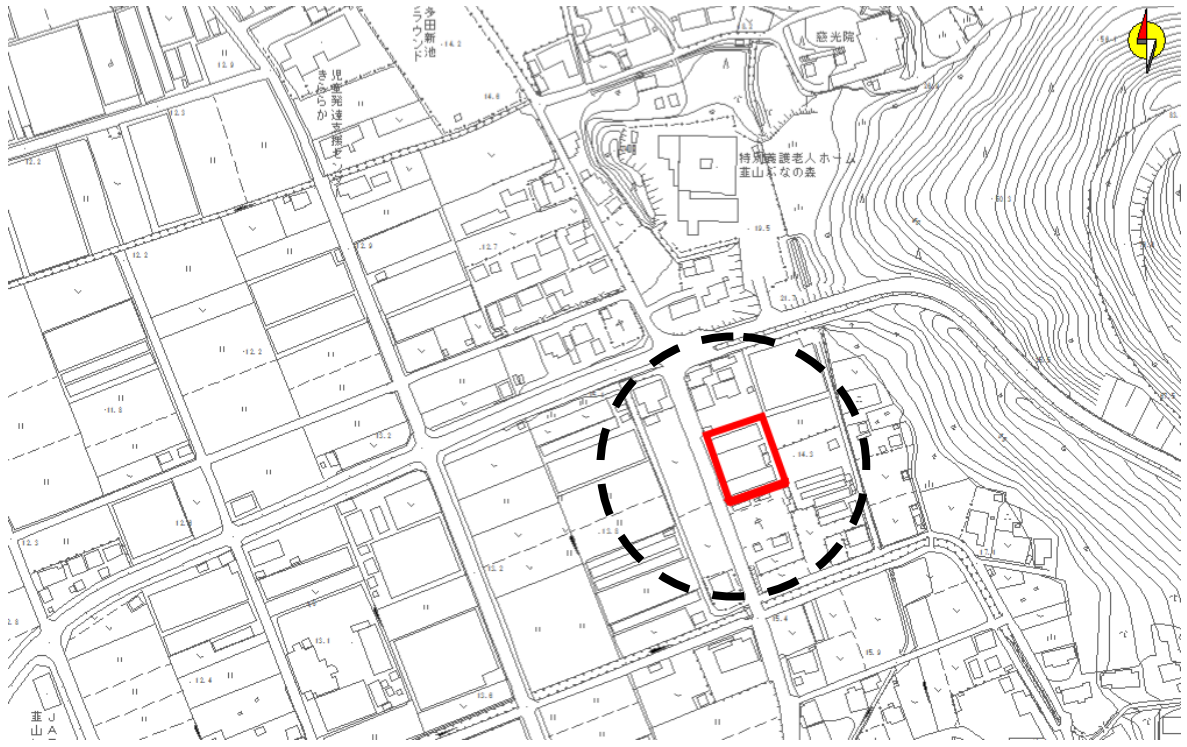
※建ぺい率、容積率については建物解体後の利用方法により異なるため、詳細については、都市計画課へご確認ください。

処理供給施設の状況		利用先	設置状況	連絡先
の状況	電 気	東京電力	引き込み可	東京電力(株)伊豆支社
	上水道	市水道	接面道路接続可	伊豆の国市役所水道課
	下 水	浄化槽	—	—
	ガ ス	プロパンガス	各戸で設置	

交通機関	伊豆箱根鉄道「葦山駅」下車 約 2 km 徒歩 25 分
------	------------------------------

公共施設等 物件からの 直線距離	伊豆の国市役所 葦山支所	約 1.0 km	葦山小学校	約 1.5 km
	あゆみ保育園	約 2.0 km	葦山中学校	約 1.6 km
	富士美幼稚園	約 1.5 km	葦山郵便局	約 1.4 km





### 用地実測図

〃〃の国市並山山木地内

縮尺係数：0.999922

点名	X	Y
1:②-ENO.20	-104024.383	41840.054
2:②-ENO.46	-104016.544	41786.663
3:②-ENO.47	-104113.346	42105.960
11:4-1	-103882.070	41989.819
12:4-2	-103866.940	42057.292
13:4-3	-104017.884	42079.189
14:4-4	-104056.673	41886.138
21:701	-104056.077	42114.821
22:702	-104053.093	42136.065
23:703	-104057.454	42085.763

S=1:250

地番	N	O	X	Y	$X_{n+1}-X_n$	$Y_n(X_{n+1}-X_n)$	
378	109		-104016.733	42091.588	48.296	-2074493.962048	
	110		-104005.743	42113.248	10.054	423406.595392	
	203		-104006.679	42113.599	-37.975	-1599263.822025	
	202		-104049.718	42127.494	-46.360	-2037285.609840	
	201		-104055.039	42095.023	-26.995	1192962.561005	
			倍面積			2746.413420	
			面積			1373.2067100	
			地積			1373.20	㎡

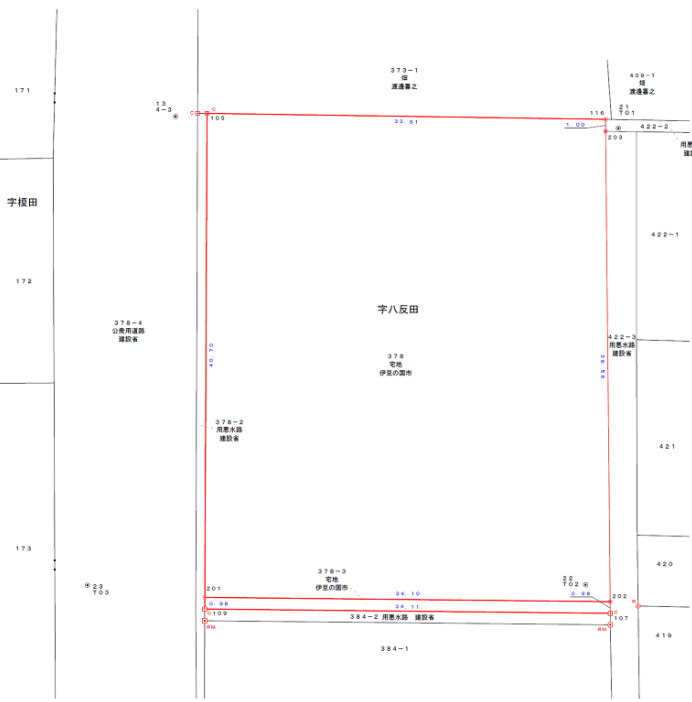
地番	N	O	X	Y	$X_{n+1}-X_n$	$Y_n(X_{n+1}-X_n)$	
378-3	201		-104055.039	42095.333	12.243	515373.161919	
	202		-104049.718	42127.494	10.403	438292.320092	
	109		-104044.626	42127.826	-12.245	-515771.120534	
			倍面積			66.831225	
			面積			33.4156125	
			地積			33.41	㎡

#### 面積一覧表

地番	面積
378	1373.20 ㎡
378-3	33.41 ㎡
合計	1406.61 ㎡

#### 凡例

- 田 C ...コンクリート杭
- RM...金属標
- P ...プラスチック杭
- ◇ S ...石杭
- ⊕ R ...金属杭
- ⊙ M ...埋ミ
- ⊙ MK...マーキング
- W ...木杭





【物件番号 5-2 注意事項】

- ※ この調書及びその他の添付資料は、あくまで参考であり、現況を優先します。各自で必ず物件の調査をしてご確認ください。
- ※ 土地①及び②一括の売却となります。
- ※ 建物①及び②の所在地については、昭和 46 年 12 月 22 日実施の土地改良法による換地処分時に、所在地の書き替えが実施されておらず、従前の表記のままとなっております。
- ※ 当該土地に隣接する道路敷上に、電力柱、ゴミ集積場及び消火栓があります。これらは撤去対象ではありません。
- ※ 埋設物調査、地盤調査及び土壌汚染調査は実施しておりません。

受付番号
※

一般競争入札参加申込書

伊豆の国市長 宛

令和 年 月 日

市有地売払い応募要領の参加資格条件、内容等を承諾のうえ、次のとおり入札の参加を申し込みます。

申込物件番号	入札対象財産	地目	地積(m <sup>2</sup> )

・住所 〒     -

・氏名  
(会社名・代表者名)

印

・担当者名

・電話番号

(連絡先・担当部署)

【注意事項】・ 申込者の「住民票」(法人の場合は登記事項証明書)を添付してください。(発行より3か月以内のもの)

- ・ 申込物件1につき、1枚の申込書が必要となります。
- ・ ※印のところは、記入しないでください。

確認欄(市記入欄)

申込	参加受付	入札受付	保証金受付	保証金還付	通知書発送

受付番号

※

## 一般競争入札参加受付書

入札参加申込者 様

下記の物件について、入札の参加申込みを受け付けました。

申込物件番号	入札対象財産	地目	地積(m <sup>2</sup> )

受付印

伊豆の国市総務部管財営繕課

【注意事項】・ 入札時に必要になります。

## 入 札 書

下記のとおり、入札参加心得書の定めるところに従い、入札します。

物件番号	入札対象財産の所在地

入札金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

令和    年    月    日

伊豆の国市長 宛

入札者

住所

(所在)

\_\_\_\_\_

氏名・会社名

代表者名

\_\_\_\_\_ (印)

代理人（\*本人が入札される場合は不要です。）

住所

\_\_\_\_\_

氏名

\_\_\_\_\_ (印)

**【注意事項】**

- 金額は1枠ずつに算用数字で記入し、金額の頭に¥をつけること。
- 代理人が入札する場合は、入札者の住所・氏名を記入のうえ、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印すること。

入札書の記入例（1） 委任なし

下記のとおり、入札参加心得書の定めるところに従い、入札します。

物件番号	入札対象財産の所在地
5-1	大仁字砥取 50 番 20

入札金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	9	9	9	9	9	9	9	9

\*金額の訂正は失格となります。

令和 6年〇〇月〇〇日

伊豆の国市長 宛

入札者

住所 伊豆の国市長岡340-1

氏名・会社名

代表者名 長岡 太郎 (長岡)

代理人（\*本人が入札される場合は不要です。）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

【注意事項】

- 金額は1枠ずつに算用数字で記入し、金額の頭に¥をつけること。
- 代理人が入札する場合は、入札者の住所・氏名を記入のうえ、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印すること。

入札書の記入例（2） 委任あり

下記のとおり、入札参加心得書の定めるところに従い、入札します。

物件番号	入札対象財産の所在地
5-1	大仁字砥取 50 番 20

入札金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	1	2	3	4	5	6	7	8

\*金額の訂正は失格となります。

令和 6年〇〇月〇〇日

伊豆の国市長 宛

入札者

住所 伊豆の国市四日町 243

氏名・会社名

代表者名 株式会社 葎山

代理人（\*本人が入札される場合は不要です。）

住所 伊豆の国市田京 299-6

氏名 大仁 花子 大  
仁

【注意事項】

- 金額は1枠ずつに算用数字で記入し、金額の頭に¥をつけること。
- 代理人が入札する場合は、入札者の住所・氏名を記入のうえ、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印すること。

# 委任状

私は、下記財産の買受について、

住所

\_\_\_\_\_

氏名

\_\_\_\_\_ (印)

を代理人と定め、入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

## 記

申込物件番号	入札対象財産	地目	地積(m <sup>2</sup> )

令和 年 月 日

伊豆の国市長 宛

住所

氏名

(名称・代表者名)

(印)

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

1. 物 件 番 号 第 号

2. 対象財産所在地

上記の入札を都合により辞退します。

伊豆の国市長 宛

住 所  
商号又は名称  
氏 名

印



誓約書

伊豆の国市が実施する建物等解体撤去条件付の一般競争入札の参加にあたり、次の事項を誓約いたします。

- 1 私（又は当法人）は、次のいずれにも該当しません。また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
  - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事務所をいう。）の代表者で役員以外の者又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員である。
  - (2) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
  - (3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - (4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 2 私（又は当法人）は、1の各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、市から役員名簿等（下請契約（一次下請以降の全ての下請契約を含む。）又は再受託契約（再受託契約以降の全ての受託契約を含む。）の契約先を含む。）の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 1及び2の事項に疑義がある場合、警察当局へ照会されることに同意します。
- 4 入札に際し、「入札による市有地売払いの概要」、「一般競争入札による市有地売払いに関する入札参加心得書」、「土地売買契約書」、「物件調書」その他、入札物件にかかる法令上の規制等、全て承知のうえで申込みいたしますので、後日、これらの事柄について伊豆の国市に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。
- 5 落札した物件の活用にあたっては、法令上の規制を遵守いたします。

令和 年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所

申込者 （法人の場合は所在地）

氏 名

（法人の場合は法人名・代表者名）

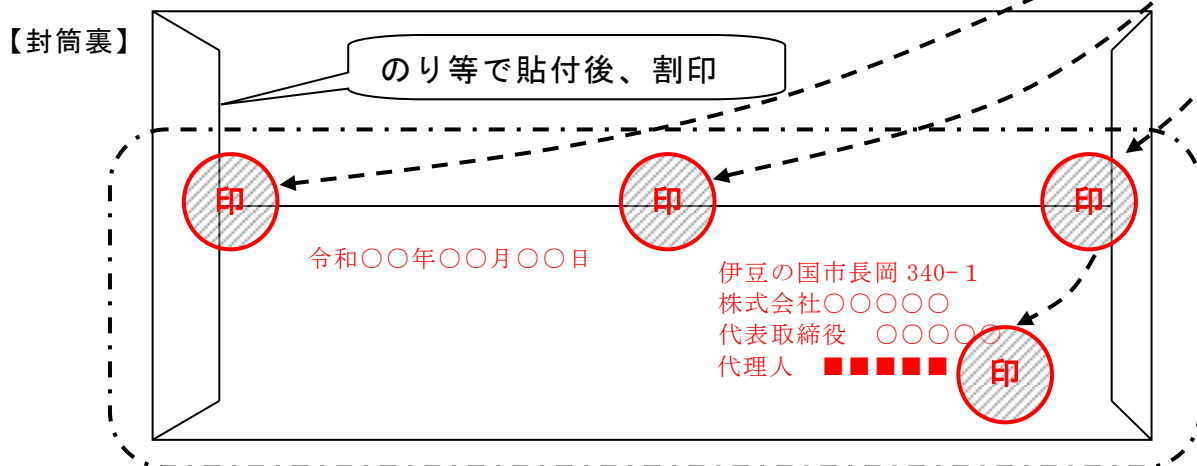


## 入札書及び封筒について 記入例（2）委任あり

1. 委任する場合、社印は委任状のみとし、入札書・封筒への押印は代理人の印をお願いします。（入札書・封筒への社印の押印は不要です。）

委 任 状				入 札 書			
私は、下記財産の買受けについて、				下記のとおり、入札参加心得書の定めるところに従い、入札します。			
住所 _____				物件番号   入札対象財産の所在地			
氏名 _____				入札金額			
を代理人と定め・・・委任いたします。							
記							
申込物件番号	入札対象財産	地目	地積(m <sup>2</sup> )				
令和〇〇年〇〇月〇〇日				令和〇〇年〇〇月〇〇日			
伊豆の国市長 宛				伊豆の国市長 宛			
住所 伊豆の国市長岡 340-1				伊豆の国市長岡 340-1			
				株式会社〇〇〇〇〇			
商号又は名称 株式会社〇〇〇〇〇				代表取締役 〇〇〇〇〇			
代表取締役 〇〇〇〇〇				代理人 ■■■■■			

委任する場合は、委任状のみに社印を押印してください。



2. 委任状は封入せずに封筒（入札書）とは別に提出して下さい。
- \*. 1回目の開札により落札者が決定しなかった場合、直ちに2回目の入札を執行しますので、予備の入札書をご用意下さい。

## 案 内 図



受付場所 伊豆の国市役所 総務部 管財営繕課  
〒410-2292  
静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 伊豆長岡庁舎 1階

交通手段 伊豆箱根鉄道 「伊豆長岡駅」 下車  
伊豆箱根バス 「市役所前」(約15分) 下車

\* 応募要領は下記の場所で配布します。また、伊豆の国市ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

配布場所 伊豆の国市役所 総務部 管財営繕課

U R L <http://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/>

電話番号 055-948-1451 (管財営繕課直通)